

II ドイツの里親制度

高橋由紀子

1. はじめに

ドイツの公的里親制度は100年以上前にさかのぼる。19世紀末に、他人の家庭で育てられる子どもたちの保護のために、ライプツィヒやハンブルクで公的機関が里親家庭の監督に乗り出したのが最初である。そして、これらの公的少年扶助活動がモデルとなり1922年にワイマール共和国の帝国少年福祉法が制定された。

その後、ドイツの里親制度はドイツ国家の歴史的展開に合わせて大きく揺れ動くことになる。ナチスの時代には、それまで積み重ねられてきた福祉的観点からの里親制度は否定され、第二次大戦後は東西ドイツの成立とともに、それぞれの国家の家庭観と教育観（注1）にしたがい里親制度も東西で別々の道を歩むことになった。

西ドイツでは、帝国福祉法を継承した1961年の少年福祉法（*Jugendwohlfahrtgesetz*）の中に里子に関する規定が置かれたが、これは里子を保護するために里親家庭を監督するという取締法的性格を帯びたものであった。実際には、1960年代末までは実親に育てられない子どもたちは伝統的な大規模施設で教育されるのが一般的であり、里親養育は重要ではなかったが、1960年代から始まった施設養護に対する批判とそれに応じた施設改革とともに、里親家庭での養育の重要性が認識されるようになり、実務の上では里親委託に関するノウハウが積み上げられていった。

一方、東ドイツでは、集団教育を良しとする考え方から実親に育てられない子どもたちはほとんど施設で教育され、里親養育は例外的に親族の家庭で行われているに過ぎなかつた。

東西ドイツの統一とともにドイツの里親制度は再び一つになった。現行の里親制度を規律する法律は、主として民法典の中の家族法と、1991年から施行されている「児童ならびに少年援助法」（*Kinder- und Jugendhilfegesetz*, KJHGと略称される。本稿でも以後、KJHGと称す）（注2）である。このうち民法は、他人の子どもを自己の家庭に引き取って養育する形態を広く「家庭養育」（*Familienpflege*）と呼び、養育者（*Pflegeperson*）の監護權行使関連規定と、実親からの引き取り要求に対抗する養育者の権利に関する規定を持つが、この家庭養育に関する規定は、実親から任意で私的に子どもの養育を委託された場合と、公的機関が里親家庭に子どもを委託した場合の両方に共通の規定である。これに対し、KJHGは、公的機関が親に提供する教育援助サービスとしての里親養育（*Vollzeitpflege*）を中心とした規定を持つ。本稿では、日本の里親制度への示唆という点から、KJHGの里親制度に焦点を当てて論ずる。

なお、本稿で使用する用語について若干の解説をしておく。ドイツ語では日本の児童福祉に該当する語を「少年援助」（*Jugendhilfe*）と表現するので、本稿でも「少年援助」の語を使用する。また、KJHGの条文やドイツ語引用文献は、未成年者を「児童ならびに」

もしくは少年」(Kinder und/oder Jugendliche)と表現するが、煩雑さを避けるために、本稿では単に「児童」とした。さらに、「里親」「里親養育」の語は公的機関が教育援助サービスとして成立させた個人の家庭での公法上の養育関係を指し、それ以外で他人の子どもを自分の家で世話をしたり養育する場合を「家庭養育」「養育者」として区別している。

2. K J H Gの里親養育のプロセス

個々の里親委託が成功するかどうかは、準備・斡旋・支援の三つがきちんと行われるかどうかにかかっているといわれる。ここでは、K J H Gがどのように里親委託決定に至るまでの準備、児童のニーズに合致する里親家庭の斡旋、斡旋後の里親と実親の支援について法の整備をしているのかを検討し、あわせて、里親養育の関係者の権利および義務がどのように定められているのかを見ていく。以下、特に法律の名称を記さないときは、K J H Gの条文である。

(1) 管轄行政組織

少年援助を管轄するのは、公的少年援助の担い手である郡、あるいは郡に属さない大都市である。それぞれの自治体は、少年援助を専門とする官署である少年局 (Jugendamt) を設置して実際の任務にあたらせる(69条)。通常、少年局の内部には里親家庭斡旋を専門とする部署が設けられている。これに関連する部署として、町中に開設されている家庭相談所や教育相談所があり、ここが里親養育を必要とする児童やその家族の存在をキャッチして里親家庭斡旋部門につなげることもある。また、職務後見や職務保護(一部後見)を行う部署も里親制度には重要な存在である。

州もまた公的少年援助の担い手であり、少年局の上部機関である州少年局を設置する。州少年局は、州全体、あるいはいくつかの少年局にまたがる問題の調整や、一つの少年局では解決できない困難な問題の支援、ワーカーの研修や継続教育を行う。里親委託に関しては、一つの少年局の管轄区域内では特定の児童のためにふさわしい里親家庭が見つけられないときに、州少年局が乗り出すことになる。

後述するように、ドイツでは民間の少年援助団体も少年局と同じように里親候補者の募集や研修、里親家庭の斡旋や支援を行うことができる。しかし、K J H Gが定める少年援助の職務の全責任は公的少年援助の担い手が負わなければならない(79条1項)。したがって、単に予算の計上だけでなく、里親制度を支えるためのあらゆる手はずを整えることが少年局の責任とされる。里親制度についてのPR、里親に関心を持つ人々への研修等を通して適格な里親候補者を一定数確保しておくことが求められる(同条2項)。

(2) K J H Gにおける里親養育の位置づけ

K J H Gは、児童が実親家庭で成長することがもっとも児童の福祉に合致するという理念の下に、できる限り児童が実親家庭にとどまることができるよう、さまざまな形で教育援助を行うことを定めている。里親養育は、教育相談、ソーシャルグループワーク、教育

補佐、家族機能を増強させるための福祉的な家族援助、デイグループでの教育、少年に対する集中的な社会教育学的個別の世話、施設での教育といった多様な教育援助の形態の一つなのである。ただし、里親養育以外の教育援助は、ソーシャルワーク、教育学、心理学などの専門家によって行われるのに対して、里親養育は通常、専門の教育を受けていない素人によって、その者の私的領域である家庭で行われる点に大きな特徴がある。

これらの教育援助は、家庭で児童もしくは少年の福祉に合致する教育が保障されず、しかも援助が彼らの発達に適切かつ必要である場合に身上監護権者の請求により、少年局の決定で開始される（27条）。里親養育は形から見ると伝統的な養護形態であるが、K J H Gは従来のような介入法的な里子の保護というアプローチをとらずに、子どもの愛着関係と分離に対する影響についての人間科学と社会科学の国際的な知見に基づいた専門性の高い実務を前提としている（注3）。

K J H G第33条は里親養育について以下のように定めている。

【第33条】

里親養育の形での教育援助は、児童もしくは少年の年齢と発達状況、個人的な繋がりならびに出生家庭における教育条件改良の可能性に応じて、児童もしくは少年に、他の家庭で、期間を定めた教育援助もしくは永続的に設定された生活形態を提供するものとする。特に発達が妨げられている児童もしくは少年に対しては、適切な形での家庭養育が行われかつ強化されなければならない。

（3）里親養育の委託準備

1) 任意委託手続

すでに上で述べたように、里親養育の委託準備は身上監護権者の請求により始まる。少年局は、請求について決定する前に当該児童のニーズを確定し、援助の見通しについて予測をたてる。身上監護権者と児童に対しては助言を行い、里親委託によって児童の発達がどのような影響を受けるかについて教示しなければならない（36条1項1文）。具体的には、委託期間が長くなると里親との間で新しい愛着関係が生じること、そうなった場合には、里親は民法第1632条4項により実親からの一方的な引き取り要求に対抗できること、委託期間中の児童の日常生活については里親に決定権が認められること等の内容である。

少年局は、身上監護権者と児童を養育場所や養育家庭の選定に参加させなければならない。その際、不相当に過度の支出を伴わない限り、その選択と希望はかなえられなければならない（K J H G 36条1項3、4文）。さらに、委託が長期にわたって行われるときには、養子縁組が考慮されるかどうかも検討されなければならない（同条1項2文）。

2) 強制委託手続

児童の福祉が何らかの原因で脅かされ児童を実親家庭にとどめておくことが危険であるにもかかわらず、実親が少年局の説得に応ぜず教育援助を請求しない場合、少年局は家庭

裁判所に民法第1666条の申し立てを行い、家庭裁判所の決定により児童を実親から引き離すことができる。多くの場合、この手続に先んじて少年局はKJHG第43条により児童を緊急一時保護している。

家庭裁判所は民法第1666条の措置を決定する場合、実親の居所指定権や教育援助請求権を制限して保護人を選任し、その者にこれらの権利を委ねることが多い。場合によつては実親から包括的に身上監護権を剥奪することも可能である。この場合は後見人が選任されるが、後見人、保護人と一般私人の中から適切な人物を選ぶことはきわめて困難で、通常は少年局による職務後見・職務保護が開始される。

(4) 里親の斡旋

援助の見通しについて関係者の間で意見の一致が見られると、少年局は児童のニーズに合った適切な里親候補者を選ぶ。一定期間、里親候補者と児童の間で面会や訪問が繰り返され慎重なマッチングが行われる。この段階で里親候補者は少年局の助言と支援を求める権利を有する(37条2項)。里親委託が決定すると里親は少年局との間で養育委託契約を締結する。現在の実務では、児童との間の法的関係を第三者に証明するためにも、養育証明書が発給されるのが普通のようである。

少年局が斡旋した場合は、里親候補者については調査が終了しているので養育許可は改めて必要ないが、実親が自分で探してきた場合や民間団体の斡旋による場合は第44条の養育許可を少年局から得なければならない(注4)。ここで注意しなければならないのは、第44条の養育許可と第33条の教育援助は自動的に連動しているわけではなく、養育許可を得ても、少年局によって教育援助給付としての里親養育は必要ない、あるいは不適であるとして拒否されることもある。

なお、里親となる資格について連邦法であるKJHGは何も定めていないが、ほとんどの州はKJHG施行法の中で詳細な規定を置いている。これについては後述する。

(5) 援助計画作成

里親養育が相当長期間行われることが予想されるときは、複数の専門家がチームを組んで援助計画を作成しなければならない(36条2項)。この援助計画作成には、身上監護権者と児童、里親も参加する。援助計画作成に参加する機会は、第8条1項が定める児童の参加の権利を実現する。民間団体が里親を斡旋した場合は、その団体のワーカーも当然参加する。

第33条が「期間を定めた教育援助もしくは永続的に設定された生活形態を提供する」とパーマネンシープランニングについて言及しているが、援助計画は当然それを目指したものとなる。この援助計画に関しては、選択された援助の種類が今後も適切かつ必要かどうか定期的に検討されなければならない(36条2項)。具体的には、誰がいつまでに何をするのか、何が達成され何が不足しているのか、今後の課題は何かを参加者全員の話し合

いの中で明らかにし、各自の責任を明確にする。

（6）里親養育期間中の支援

1) 里親に対する支援

里親は児童を受け入れる前と養育期間中は、助言と支援を求める権利を有する（37条2項）。この権利は、教育援助として成立した里親養育関係だけでなく、それ以外の家庭養育の場合にも養育者に認められる。虐待を受けた児童、愛着障害を持った児童や愛着関係にあった大人からの分離を経験した児童を養育するには大変な困難が伴う。そのための特別な教育を受けていない里親にはなおさらである。さらに、通所形式の教育援助が整備されたKJHGの下では、里親養育を必要とするのは従来よりもいっそう養育困難な児童である。このような背景の下で、里親の助言と支援を求める権利は大変重要な意味を持つ。

里親は個別に少年局から助言と支援を得るだけでなく、里親同士で体験や情報を交換したり、里親養育の問題を話し合ったり、自分たちの立場や意見を主張する場が必要である。そのために、里親の連盟は助言を受け支援される（37条2項）。

児童が相当長期間里親家庭で暮らす場合には、里親には日常生活での事項について決定し、それを処理するために監護権者を代理する権利が認められる。また、里親は児童の労働報酬を管理し、児童のための扶養給付、保険給付、扶助、その他の社会給付を請求し管理する権限が認められる（民法1688条1項）。これに対し、監護権者は意思表示によってこれらの里親の権利・権限を制限することができる（同条3項）。しかし、監護権者が里親の代理権限を広く制限したために里親が児童の福祉を促進する教育ができなくなる場合がある。あるいは、児童の教育を巡り里親と監護権者の間で意見の相違が生じる場合もある。このような場合には、少年局が間に入って問題解決に努めなければならない（38条）。

2) 実親に対する支援

KJHGは、里親養育が行われている間、再び児童が出生家庭に復帰できるように実親の教育能力を改善する働きかけがおこなわれなければならないと定める（37条1項2文）。この期間内には、さらに、実親の立場に立った助言と家族支援を通じて児童と出生家庭との関係が促進されるよう努力がなされなければならない（同条1項3文）。

児童の家庭復帰が目標とされない場合でも、児童のおかれている立場を実親が納得して承認することが児童の福祉にとって重要であるので親へのサポートは欠かせない。

3) 児童の保護

児童は、教育と発達に関するすべての問題について、少年局に相談する権利を有する（8条2項）。

児童の相談の権利とは別に、KJHGは養育委託中の児童の保護のために少年局が職権で若干のコントロールを行うことを認めている。すなわち、少年局は、里親が児童の福祉を促進する教育を保障しているかどうか必要に応じて養育現場で審査しなければならない（37条3項1文）。ただし、この権限はきわめて限定的であり、里親の適格性を再審査す

るためのものではなく、児童に対する害を里親と協力して除去する目的である。他方、里親は少年局に、児童の福祉に関する重要な出来事について報告する義務を負う（37条3項）。

養育許可を必要とする養育者の場合、少年局は許可を与えるための要件が引き続き存在するかどうか、必要に応じて養育現場で審査しなければならない。児童の福祉が養育家庭で脅かされ、養育者がその危険を除去することができないときには、養育許可は取り消される（44条3項）。

また、すでに児童が実親により、あるいは実親の同意を得て他の家庭に養育委託されていて、そこで児童の福祉が脅かされていると信じるに足る事實を少年局が知ったときには、少年局は実親の同意を得ることなく緊急に児童をその家庭から連れ去ることができる（43条）。この際、憲法が保障する住居不可侵の原則は制限され、養育者の意思に反して少年局は養育者の住居に立ち入ることができると解されている。

（7）若年成人者のための援助

通常、里親養育は児童が実親家庭に復帰するか、施設やグループホームなど他の援助形態に変更になるか、自立によって終了する。いずれにしても援助は最終的に児童が成人（18歳）に達すると終了するが、さまざまな問題を抱えて自立が困難な若年成人者には満21歳になるまで援助が提供される。さらに、個別の事例で正当な理由がある場合には満27歳まで継続される（41条1項）。教育援助としての里親養育を請求できるのは身上監護権者なので（27条1項）、成人に達してからも援助が必要な場合は本人が請求することになる（41条2項）。

若年成人者は、援助終了後も、自立に際して、必要な範囲で助言され、かつ、支援される（同条3項）。

3. 家庭養育関係者の民法上の権利

K J H Gで保障された里親、実親、児童の権利のほかに、民法は家庭養育関係者の重要な権利を定めている。

まず、民法1632条4項は、子が長期間他の家庭で養育されているときに実親がその子を引き取ろうとする場合、養育者は家庭裁判所に、子がそのまま養育者のもとにとどまる命令を出すよう求めることができると定めている。家庭裁判所は、養育家庭から子を引き離すことがその子の福祉を脅かすと判断した場合には、子をとどめる命令を出すことができる。ドイツでは里親・養育者と実親との間の子の奪い合いのケースは多く生じているが、継続性が重視され、里親・養育者と子どもの間に愛着関係が生じていると判断されると養育家庭に子をとどめることが認められやすい。実務では、2年が愛着関係成立の目安とされているようである。この問題の詳細な検討については、鈴木博人報告を参照のこと。

次に、交流の権利がある。親と子は相互に交流の権利を持つ（民法1684条1項）。親

は、監護権の有無にかかわりなく親として交流の権利を持つが、家庭裁判所は子の福祉のために親の交流権を制限することができる。裁判所は、第三者が同席する場合にだけ親子の交流が行われるよう命じることができる。この第三者は、少年援助の扱い手かあるいは団体であってもよい(同条4項)。児童が長期間家庭養育に委ねられていた場合には、里親・養育者も児童と交流する権利を持つ(民法1685条2項)。

養育者が身上監護権者を代理する権利については、2(6)の里親への支援のところですでに述べた。

4. 養育中に支給される扶養・手当・社会給付

これらは、里親養育に付随する給付であり、単独で請求することは出来ない。

(1) 養育手当 (Pflegegeld)

児童がKJHG27条、33条によって教育援助の枠内で里親家庭に委託された場合には、公的少年援助の扱い手によって児童に必要な扶養が確保され、里親には教育手当(Erziehungsbeitrag)が支払われる(39条1項)。扶養には、食費、宿泊費、暖房費、衣料費、洗濯・衛生費、光熱費、家具、その他日常生活費等が含まれる。扶養と教育手当を一括して養育手当という。金額は州法により管轄権を有する官庁が定めるが、全国的に同様の基準を確保するためドイツ公的および私的扶助協会が勧告を出し、多くの少年援助の扱い手はこれに従うので全国的に大きな差はない。扶養・教育手当とも毎月一括払いに支給される(同条4項)。実際の支給額の例については下の表を参照のこと。その他に、個別に生じる費用、たとえば初めて児童を受け入れる場合の寝具などの費用、休暇旅行、入学、遠足、聖体拝礼・堅信礼などの宗教行事、めがねや歯列矯正などの費用が必要に応じて支払われる。

年齢	教育手当		扶養料		合計		アの計 日本円で
	ア	イ	ア	イ	ア	イ	
0~7歳	191	195	399	407	590	602	35,000円
8~14	191	195	457	467	648	662	39,000
15~18	191	195	566	568	757	763	45,000

2002年10月現在

単位:ユーロ。1ユーロ (=100セント) は約120円であるが、日独の物価の違いを考慮すると、為替レートに関係なく60セントが日本での100円というのが生活実感に近い。

アはデュッセルドルフ市、イはノルトライン・ウエストファーレン州

上記金額は普通の里親養育の費用である。各少年局の管轄区域ごとに教育手当額は異なるが、児童が障害児や特別の困難児である場合、そのために里親が特別の資格や能力を要求される場合には、教育手当は750ユーロくらいまで増額される。里親家庭には毎月上記金額が支払われるが、これ以外に、たとえばデュッセルドルフ市では、少年局と民間団体では一か月に児童一人当たり90ユーロの相談料が生じるという（注5）。

（2）児童手当（Kindergeld）

家庭で子どもを養育している場合には、その子が実子でなくても長期間同一世帯で暮らしていると、所得税法第31条の家族給付調整の対象となり児童手当が支給される。しかし、児童が里親家庭で最年長の子どもの場合、第一子のために支払われる手当の半分の額が養育手當に算入されるので、里親は実質残り半分の額の児童手当を受け取ることになる。児童が里親家庭で第一子でない場合は、第一子のために支払われる手当の四分の一が養育手当に算入される（39条6項）。

（3）疾病扶助

里親か実親が法定の疾病保険に加入しているときは、児童も同一の疾病保険に加入するが、どちらも法定の疾病保険に加入していないときは児童には疾病扶助が提供される（40条1文）。里親が私的な保険に加入している場合には、少年局は金額が適切であれば児童の分の保険料を引き受けることができる（40条3文）。

（4）育児期間の年金額への算入

1921年1月1日以後に生まれた里親には、1992年1月1日より前に生まれた児童については出生後最初の12ヶ月が、それ以後に生まれた児童については最初の3年間が育児期間として年金に算入される（社会法典第6編249条1項、56条1項）。

（5）その他の社会給付

義務教育終了年齢に達した児童には、職業助成法による職業教育援助や連邦教育助成法による給付を受ける道がある。

5. 里親制度の実態

（1）統計

1970年には、西ドイツでは136,305人の児童が実親家庭を離れて暮らしていた。そのうち、97,231人が施設に入所し、39,074人が里親家庭で暮らし、施設と里親家庭の割合は7：3であった。すでに触れたように、70年代の施設教育批判とそれに応じた施設改革と里親養育への転換が図られた結果、1975年には、実親家庭から離れて暮らしている141,056人の児童のうち、77,749人が施設で、63,307人

表1

施設入所児童数と里親家庭委託児童数（注6）

年	18歳未満の全人口	自己の家庭外で暮らす児童数	施設・その他 の収容先	%	里親家庭
1970	16,514,799	136,305	97,231	71,3	39,074
1975	15,900,744	141,056	77,749	55,1	63,307
1980	14,215,562	132,713	63,385	47,8	69,328
1981	13,815,618	111,908	57,147	51,1	54,761
1982	13,317,600	105,125	53,607	51,0	51,518
1984	12,264,947	95,998	50,021	52,1	46,977
1985	11,830,065	93,025	47,637	51,2	45,108
1986	11,527,204	88,746	44,799	50,5	43,696
1987	11,233,911	87,524	44,370	50,7	42,840
1988	11,224,205	86,413	43,885	50,8	42,528
1989	11,410,873	86,541	43,947	50,8	42,594
1990	11,693,308	87,007	44,076	50,8	42,630
1991	11,976,643	86,549 ^a	41,592	48,1	37,517
1992	12,253,506	89,632 ^b	42,058	46,9	39,025

⁸⁵⁴⁹
80,533

a デイグループにいる 7,440 人を含む

b デイグループにいる 8,549 人を含む

表2

ドイツにおける年齢別里親養育開始数（1991～1996）

年	合計	内訳 ...								
		0 < 1 J.	1 < 3 J.	3 < 6 J.	6 < 9 J.	9 < 12 J.	12 < 15 J.	15 < 18 J.	18 < 21 J.	> 21 J.
絶対数										
1991	11,352	1,300	1,767	2,040	1,614	1,518	1,559	1,410	137	7
1992	12,072	1,354	1,966	2,336	1,680	1,572	1,545	1,470	144	5
1993	12,056	1,287	1,777	2,206	1,792	1,632	1,756	1,461	138	7
1994	11,453	1,177	1,556	2,209	1,809	1,513	1,691	1,373	120	5
1995	11,315	1,063	1,531	2,195	1,899	1,449	1,603	1,440	124	11
1996	10,855	1,123	1,464	2,001	1,752	1,512	1,536	1,347	117	3
Diff. 91/96	-497	-177	-303	-39	138	-6	-23	-63	-20	-4
増減 %										
91/92	6,3	4,2	11,3	14,5	4,1	3,6	-0,9	4,3	5,1	-28,6
92/93	-0,1	-4,9	-9,6	-5,6	6,7	3,8	13,7	-0,6	-4,2	40,0
93/94	-5,0	-8,5	-12,4	0,1	0,9	-7,3	-3,7	-6,0	-13,0	-28,6
94/95	-1,2	-9,7	-1,6	-0,6	5,0	-4,2	-5,2	4,9	3,3	120,0
95/96	-4,1	5,6	-4,4	-8,8	-7,7	4,3	-4,2	-6,5	-5,6	-72,7
91-96	-4,4	-13,6	-17,1	-1,9	8,6	-0,4	-1,5	-4,5	-14,6	-57,1
割合 %										
1991	100	11,5	15,6	18,0	14,2	13,4	13,7	12,4	1,2	0,1
1992	100	11,2	16,3	19,4	13,9	13,0	12,8	12,2	1,2	0,0
1993	100	10,7	14,7	18,3	14,9	13,5	14,6	12,1	1,1	0,1
1994	100	10,3	13,6	19,3	15,8	13,2	14,8	12,0	1,0	0,0
1995	100	9,4	13,5	19,4	16,8	12,8	14,2	12,7	1,1	0,1
1996	100	10,3	13,5	18,4	16,1	13,9	14,2	12,4	1,1	0,0

Quelle: StaBu (1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998), eigene Berechnungen

表3

実親家庭以外での教育援助（出典：連邦統計局、2000年5月）

性別 児童の状態 国籍	合計	ティグループでの教育			他の家庭での里親養育			施設教育；その他の世話つき居住形態			社会教育的 個別の世話	
		小計	収容先 養育家庭	収容先 施設での ティグループ	収容先		小計	施設教育；その他の世話つき居住形態				
					小計	親族		施設	住居共同体	個人の 住居		
男子	87,739	12,245	818	11,427	27,251	6,068	21,183	46,819	40,336	4,606	1,877	1,424
女子	68,239	4,884	604	4,280	26,769	6,058	20,711	35,232	27,797	4,582	2,853	1,354
合計	155,978	17,129	1,422	15,707	54,020	12,126	41,894	82,051	68,133	9,188	4,730	2,778
年齢												
1歳未満	880	30	8	22	588 ^a	37	551	262	244	18	-	-
1-3	2,930	185	93	92	2,169 ^a	180	1,989	576	536	40	-	-
3-6	8,091	673	209	464	5,567 ^a	676	4,891	1,851	1,789	62	-	-
6-9	13,704	2,434	241	2,193	7,649 ^a	1,300	6,349	3,621	3,524	97	-	-
9-12	22,407	5,839	286	5,553	8,776 ^a	207	6,772	7,792	7,534	258	-	-
12-15	26,643	4,293	220	7,073	8,606 ^a	2,360	6,246	13,704	13,014	683	7	40
15-18	35,077	1,453	95	1,358	8,805 ^a	2,798	6,007	23,900	20,041	31,223	736	919
18-21	22,488	150	9	141	4,637 ^a	1,361	3,276	16,488	11,017	2,897	2,574	1,213
21歳以上	7,342	-	-	-	1,324 ^a	385	939	5,561	3,423	1,063	1,075	457
18歳未満	109,732	14,907	1,152	13,755	42,160	9,355	32,805	51,706	46,682	4,281	743	956
18歳以上	29,830	150	9	141	5,961	1,746	4,215	22,049	14,440	3,960	3,649	1,670
嫡出子	103,561	12,861	983	11,878	28,971	6,275	22,696	59,505	48,719	6,971	3,815	2,224
非嫡出子	52,417	4,268	439	3,829	25,049	5,851	19,198	22,546	19,414	2,217	915	554
ドイツ国籍	143,681	15,736	1,321	14,415	51,144	11,586	39,558	74,337	62,181	8,074	4,082	2,464
外国籍	12,297	1,393	101	1,292	2,876	540	2,336	7,714	5,952	1,114	648	314

a ノベルン州については年齢別の記載なし

が里親家庭で暮らし、その割合は 5.5 : 4.5 になった。1981 年以降、この割合はほぼ半々になった（表 1）。

表 2 は、1991 年から 1996 年までの年齢別里親養育開始数の変遷を示している。6 歳から 9 歳までの年齢層を除けば、すべての年齢層で減少している。減少は、K J HG が通所型の教育援助や家族支援給付に力を入れているため、それらが整備され普及すれば当然の結果であると説明できよう。しかし、18 歳から 21 歳未満の年齢層での減少は、養育手当額が不十分であることと、里親の側の準備不足と世話不足が原因ではないかと資料を提供したホームページは解説している。

2000 年末には、27 歳未満の 137,342 人が実親家庭から離れて教育援助を受けている。里親家庭で暮らしていたのは約 49,000 人で、そのうち 20% が親族里親のもとにいた。49,000 人のうち約 27,300 人が 12 歳以下で、全体の 55.7% にあたる。12~17 歳は 39% で、18~26 歳は 6% であった。これらの児童・若者の 1/3 は 5 年以上里親家庭で暮らしている。約 1/3 は、24 ヶ月以内に援助が終了している。

ところで、137,342 人から 49,000 人を引いた残りの 88,300 人は施設か、それ以外の世話つき居住形態で暮らしていることになる。里親養育の割合が再び低下しているが、その理由の一つは、「施設」の内容の変化にあるのかもしれない。

次に旧東ドイツ地域のザクセン＝アンハルト州の実情を簡単に紹介する（注 7）。

1990 年 10 月 3 日に K J HG が西ドイツ地域より早く施行されたとき、ザクセン＝アンハルト州には公的な教育援助の手段としての里親家庭は一つも存在しなかった。児童は施設で養育されており、例外的に親族のもとで暮らす児童が少数いただけである。州政府が先頭に立ち、西ドイツの里親担当ワーカーや専門家の協力を得て研修を行い、1993 年には 40 人の里親養育担当者が、州内の 35ヶ所の養子縁組斡旋所と州少年局に設置されている中央養子縁組斡旋所との密接な協力関係のもとで活動していた。ドイツでは、里親の斡旋と養子縁組斡旋はしばしば同一の部署で行われる。7 つの里親団体が設立され、少年局と州政府専門官とともに熱心に活動をした。施設入所児童数は、4500 人から 1993 年には 2800 人に減少した。一方、同年には 1358 の里親家庭で 1680 人の児童が生活をし、189 人の児童が養子縁組里親に斡旋された。105 の待機里親と 161 の里親家庭が新たに確保された。

人々の間に里親制度に対する理解となじみがなかった上に、統一直後の、手狭な住居、はつきりしない建物の所有関係、家賃・光熱費・公共料金の上昇、失業の恐れは、他人の子どもを自分の家庭に引き取って養育するには不利な条件であった。それにもかかわらず、短期間のうちにこれだけの里親養育を開拓した努力と熱意は驚くべきことである。

（2）里親養育の種類

里親養育のあり方は委託される児童のニーズに応じて時代とともに細分化されてきた。どのような種類の里親養育を提供するかは少年局によって異なるが、ベルリン市を例にと

って説明する。

短期里親 3～6ヶ月間児童を養育する。家庭復帰が前提の養育委託である。

長期里親 長期にわたり児童を養育するが、出生家庭への復帰もありうるし、自立まで里親家庭にとどまることもある。

治療里親 特別の発達障害や劣悪な生活条件のために心的障害の恐れのある児童や、知的・身体的・心的障害の一つ以上を有する児童の特別のニーズにこたえる必要のある場合、あるいは発達障害を有する年長の少年の養育、あるいは愛着障害を持つ兄弟姉妹を同時に委託する場合などに利用される。

待機里親 家族が危機的状況にある場合に児童を短期で預かる専門職的里親家庭。児童とその家族の将来の見通しを解明する期間、児童を保護する。最長で2ヶ月。

親族は上記里親のいずれにもなることができる（親族里親）。ただし、それぞれの種類の里親に要求される役割を果たすことができると少年局によって認められなければならない。

ベルリンでは、上記の里親養育のほかに、週日養育の形態もある。週日養育は親の勤務形態のために平日は養育家庭で過ごし、週末だけ親元に帰る形態であり、特殊な形の保育として利用されるが、児童が教育援助を受ける必要がありこの援助の形が適していれば例外的に認められる。別に、養子縁組里親もあるが、これは養子法の対象であって本稿の対象でないのでここでは触れない。

治療里親の代わりに「特別里親」「専門里親」の名称を使う地域もあるが、内容は同じようである。彼らは待機里親とともに特別の資格や専門教育を有する一種の職業里親である。K J HG第33条2文は、「特に発達が妨げられている児童もしくは少年に対しては、適切な形での家庭養育が行われかつ強化されなければならない」と命じており、現在では各少年局ともこの種類の里親養育の開拓と発達に力を入れている。この2文が規定する「適切な形での家庭養育」を行う里親家庭は、実務では「養育所」(Pflegestelle)とも言う。これらの里親には他の里親より高額の報酬（教育手当）が支払われるのは上に述べたとおりである。

他の類型の里親は、児童が委託されると委託児童数に応じて月ごとに教育手当が支払われるが、待機里親に対しては児童が一人も委託されていなくても毎月一定額が支払われる。里親にとって、待機している期間も緊張が続くストレスの多い形態なので、地域によって契約期間を2年にするとか、6ヶ月仕事をすると次の6ヶ月は休暇にするとかの工夫がなされている。なお、ドイツではレスパイトケアという言葉を使って質問しても理解されなかつたが、内容を説明すると同じような役割はこの待機里親が果たすということであった。

(3) 里親の資格

里親の認定基準についてはほとんどの州が州法で詳細に定めている。

一般的に言うと、教育能力、自然の親子に近い年齢差、児童虐待の前科がないこと、性格的に寛容で忍耐力があるか、柔軟性はあるか、教育歴、職歴、収入、住宅事情、すでに受け入れている児童の数、実子の数と年齢、動機等が少年局によって調査される。

たいていの州は単身者や同棲カップルを排除しない。ただ、同性カップルを認めるかどうかは議論のあるところで、ベルリン市は認めているが、近隣の自治体からは驚きあるいは疑問の眼で見られているようである。

(4) 第33条の「里親養育」と第34条の「施設教育・その他の世話を受ける居住形態」

里親養育の内容が細分化され、治療里親や待機里親のような特別の形態の職業的里親が求められる一方で、家庭外での教育援助のもう一つの形態である施設教育・それ以外の世話つき居住形態も細分化が進み、里親養育に限りなく近い援助を提供するようになった。

現在では、専門教育を受けた者や一定期間施設で児童の教育に携わった等一定の資格を備えた者は、最低2人の児童を引き受けければ第34条が適用される「最小ハイム」(Kleinstheim)を開設することができる。彼らは、独立したハイムの営業主であって、大きな施設が提供する教育学上、治療上のサービスや余暇活動を利用できない。

最小ハイムよりもう少し規模の大きな、家族に近似したハイムやファミリーグループでは、専門教育を受けた職員が少年援助の担い手と請負契約か雇用契約を結び、担い手の本拠地か母体施設から近い場所に住居を借りて児童とともに生活をする。児童の治療、カウンセリング、母体施設での行事への参加、養育者の研修、養育者の休暇や病気のときの代替要員の派遣などで担い手の支援を受けるが、生活そのものは家族のように送ることができる。

また、居住共同体 (Wohngemeinschaft) と呼ばれる形態もある。5~6人の児童と2人の養育者が児童の地元で共同生活をするもので、養育者の地位は最小ハイムの運営者と同じか自由業ということになる。

その他に、担い手に雇用された養育者の私的生活領域で、3~4人の養育困難児を養育する形態もある。いずれも世話つき居住形態の例であるが、これらはKJHGでは第34条の「施設教育、その他の世話を受ける居住形態」に分類される。筆者がインタビューした民間の里親制度推進団体の長は、「われわれは、KJHGに第33、5条を必要としている」と冗談交じりに話してくれたが、なるほどと思わせられた。

統計数値から見ると、ドイツには「施設教育、その他の世話を受ける居住形態」に該当する児童数が多いが、これは従来のような大規模施設に入所している児童が多いことを示すものではない。

(5) 民間団体の活動

ドイツでは、伝統的に福祉の分野では民間団体助成原則が確立され、彼らの活動に負うところが大きい。KJHGも3条、4条で公的少年援助の担い手と民間団体の協力義務お

より民間団体助成原則を定めている。民間団体は少年援助の領域で活動するために、認可されなければならない（75条）。教会と公法上の宗教団体、連邦レベルで連合している民間の福祉団体は民間の少年援助の担い手として承認されている（同条3項）。そのほかの法人と人的団体も、過去の実績、公益の追求、専門職員の確保等一定の要件を満たせば認可される。

民間団体は少年局と協力して、あるいは独自に里親募集、里親研修、里親への専門家による支援と相談、里親の継続教育を行っている。団体によっては里親斡旋を行うところもある。里親にとって、措置権を持たないが専門家のいる民間団体のほうが、悩みや問題を気軽に相談したり支援を求めることができるというメリットがある。一方、援助請求権者（実親）にとっても民間団体によって提供される援助は多様な選択肢を保障するためにぜひとも必要であり、民間団体の活動と力量にその地域の里親制度の発展がかかっていると言つても過言ではないだろう。

6. おわりに

ドイツでは、1997年末には18歳以下の人口は約1590万人であった。そのうち、47479人の児童が養育家庭で生活をしていた。養育家庭にいる児童の数は全未成年者数に比べると決して大きくはないが、小さな大都市の人口に匹敵する。この数字から、児童たちのこのグループは決して無視される大きさではないことがわかる（注8）。そして、どんなに施設教育が小規模化し家庭類似の形態の養育が発達しても、これらの児童たちのためには里親養育がなくてはならないものであることをドイツ社会は認めている。里親は、個々の委託児童の発達と育成にとって重要であるだけでなく、国家の仕事を肩代わりすることによって国家に多大な財政的、人的貢献をしていることをもっと評価すべきであるという声は里親制度に携わる専門家の間でよくきかれる。ドイツではこのような認識の下、彼らの法的および社会的地位のさらなる改善が議論されている。

最後に、州少年局連邦協議会（Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendaemter）が2002年11月にまとめた「里親家庭と家庭類似の形態における教育援助」と題する専門的勧告（注9）が示す、今後のドイツの里親制度発展のための条件を紹介する。

1. 適切な里親家庭と養育者を見つけるために、継続的かつ説得力ある世論への働きかけとPRが必要である。
2. 養育家庭となる可能性は、たとえば、非婚のカップル、単身者、同性の生活共同体など非伝統的な親の形を容認することによって拡大される。
3. 里親家庭が負担に耐え、柔軟性を持つことができるためには、家族メンバーに期待される教育学的任務について十分に準備させなければならない（里親学校、準備セミナー）。このことは、養育者が専門教育を受けているかどうかにかかわりなく、あらゆる形態の養育所にあてはまる。
4. 里親家庭が責任をもち適切に任務を遂行するために、里親家庭が定期的に助言される

ことが必要である。助言は制度的に確立されなければならない。加えて、継続教育とスーパー・ビジョンが提供されなければならない。問題は早期に認識され、損害はできるだけ避けられなければならない。

5. 養育者は少年局のパートナーである。里親家庭における教育学的仕事は施設における仕事と同等に評価されなければならない。このことは、教育の費用としての一括払いの額を決める際に考慮されなければならない。副次的な費用は児童の個別の必要にあわせ、かつ柔軟で適切な個別の決定のための余地を与えるなければならない。条件の確実性は管轄区域の変更の際も与えられなければならない。

[注]

- (1) ドイツでは、KJHG の前の少年福祉法は家族モデルとして伝統的な家族を前提としていた。したがってそこでは、主婦婚を当然とする考え方と、子どもは3歳までは家庭で母親に教育されなければならないという3歳児神話が優勢であった。一方、東ドイツでは、教育は社会主義社会にふさわしい人材を育てるために施設で集団で行われるべきであるという教育観と、女性が家庭の外で職業を持つのは当然とする考え方から里親を引き受ける家庭は親族（退職した祖父母）以外に存在しなかった。
- (2) KJHG は社会法典の第8編に組み込まれ、SGB VIIとも表記される。
- (3) Wiesner/Kaufmann/Moersberer/Oberloskamp, SGB VII, Verlag C.H.Beck, 1995, 352頁
- (4) KJHG44条は少年局による斡旋以外に許可が不要な場合を定めている。詳細は、鈴木博人報告を参照のこと。
- (5) Werner Frieling, Das Herz des Steines, Verlag Hans Jacobs, 2002, 219頁
- (6) Fieseler/Herborth, Recht der Familie und Jugendhilfe, 5., ueberarbeitete Auflage, Luchterhand, 2001, 280頁より引用
- (7) Reinhard Schunke, "Entwicklung des Pflegekinderwesens im Land Sachsen-Anhalt", 5 Jahre KJHG aus der Sicht des Pflegekinderwesens, Stiftung "Zum Wohl des Pflegekindes",
- (8) Helga Oberloskamp, Wir warden Adoptiv- oder Pflegeeltern, 4 Auflage 2000, Beck-Rechtsberater im dtv, 1頁
- (9) <http://www.blja.bayern.de/Aufgaben/HilfenzurErziehung>

III イタリアの里親制度

松浦 千尋

1. はじめに

イタリアの社会保障制度は、全国規模の社会保険、保健医療と州の管轄とされる社会的援助(*assistenza sociale*)=社会福祉からなりたっている。困難な状況にある子の保護の制度も、基本的には州の管轄とされ、さらに、コムーネが実施主体とされる。

しかし、イタリア全土にわたって一律には行かず、北部の充実に対して、南部の貧しさとゆう南北格差が、子の保護に対してもみられる。

日本の里親制度に対応するものは、家庭への養育委託 (*Affidamento Familiare*)であるが、2006年中に、施設収容を廃止することから、各地方で、養育家庭制度の整備拡充が進められている最中にある。

福祉の分野では、UN,EUなどの影響もあるが、イタリアの文化的特質—家族を重視カトリック教会の影響の残存を認めざるをえない。また、理屈なしに、子供を可愛がる国民でもある。

現在のイタリア社会のトピックスである、極端な少子化、先端的な生殖医療の実行、虚偽の嫡出子出生届の慣行、国際養子の増加などは、何を意味するのだろうか？

2. 養子縁組 (*adozione*) と 養育委託 (*affidamento familiare*)

法制度の改革

1967年6月5日法律431号 民法典に特別養子導入 普通養子、特別養子、準養子

1983年5月4日法律184号 「未成年者の養子縁組及び養育委託に関する規定」

1998年12月31日法律476号 国際養子の部分の改正

2001年3月28日法律149号 「家庭における未成年者の権利」

養子縁組が、確定的、恒久的であるのに対して、家庭への養育委託は、一時的、経過的状況である。少なくとも、現行法によればまったく異なった制度である。

しかし、実態では、養育委託を、伝統的な、養子に格上げしない準養子(里子)ととらえる人もいる。

ここに、UN並びにEU、ハーグ国際私法会議に由来する理念としての「子供の権利」の導入とイタリア社会の文化的情况・特色とのずれを認める。

ともあれ、「家庭のない子に家庭をあたえる」のが、新法の目的であり、適切な家庭環境を欠いている子に対して、その子の事情に応じて、生來の家庭に復帰できる場合は「養育委託」に、不可能の場合は「養子縁組」とするのである。

3. 養育委託制度 (AFFIDAMENTO FAMILIARE)

- 1) 生来の家庭で、育てられるのが未成年者の権利
- 2) 生来の家族の一時的な養育不適格状態の場合の未成年者保護の制度
- 3) 生来の家族に代替する家庭の提供手段としての養育委託=里親子と養子縁組
- 4) 家族への収容を一義的なものとして、施設収容は、最後の手段
- 5) 2006年12月31日までに施設を廃止
- 6) 家族への収容が不可能な場合は、家族類似の機能をもつグループホームへ収容
(伊語 Comunita' in tipo familiare=家族タイプの共同体ー直訳)
- 7) レジョーネ(県)は、権限の範囲で、国との継続協議会(Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e di Bolzano)の定めた基準に従って、グループホームや施設の遵守すべき支援サービスのスタンダートを定める。
- 8) 養育委託形態の原則は、一時的処置、暫定的措置、確定的でない状態の過渡的制度で、緊急、昼間などの明確な区別がない
- 9) 委託先に対する行政当局と司法当局との密接な関係の維持

4. 養育委託の種類

理由・動機による分類 援助的養育委託(行政的) 親との合意 後見判事の管轄
合意なし 少年裁判所の管轄

法的委託(司法的) 子の保護の見地 少年裁判所の管轄

親権の剥奪(民法330条以下)

養子縁組のための試験養育

養育の期間による分類 短期、day hospital 6月以内

中期 6月~2年 延長可

長期・不確定期間 司法処置

委託先による分類 親族家庭(famiglia a parenti)

一般家庭(Eterofamigliari a estranei)

子供のいる家庭(con figlio)

子供のいない家庭(senza figlio)

独身者

グループホーム(家族タイプの共同体 comunita' di tipo familiare)

5. 養育委託者（養育子を受け入れる者＝受託者）

5. 1 養育委託を希望する理由

CAM (Centro Ausiliario per I Problemi Minorili) の調査によると、社会的になにか有意義なことをしたい(82.2%)、宗教的理由—教区、慈善団体等に所属—(65.8%)、自分の一人っ子の仲間として(15%)、自分の子は既に大きくなってしまって出て行ってしまったが、まだ子育てができる(16.4%)、自分の子の性と反対の性の子も育てたい(17%)などである。(複数回答、サンプルは、1980年—1986年+に委託者となった夫婦164組—*Esperienze di affido familiare tra ipotesi legislative e realta'*)。

5. 2 委託認定に関して

委託される子—困難な状況にある子と委託希望者との関係は、一律には定められないので、一度や二度の面接にはなじまないものであり、当局としては、その時点で、適格か不適格かを判断するのみである。委託者の成長などの要素も考慮しなければならない。

(Dalla parte della famiglia affidatarie, Considerazioni di gruppo di operatori del CAM addetti agli affidi specialistici, in *Prospettive Sociali e Sanitarie*, n.3/1991)。

支援団体であり、自己啓発団体である委託者のグループがある。例えば、ミラノのCAMは、その代表である。コムーネ、ASLにより、組織されたこの種の団体は全国総てにまだいきわたっていない。これを補うものとして、民間ボランティア団体の ANEAA (Associazione nazionale famiglie Adottive e affidatarie) がある。

CAMでは、通常、8—12組の委託夫婦につき、ソーシャルワーカー、心理専門家がはいされて、1月～3週間の研修が行われる。その中で、養育委託に関する法制、地方公共団体並びに福祉の役割、司法機関の権限等についても学習する。また、生来の家族と子と委託者との関係の調整も図られる。また、最近では、委託希望者の参加も認められてきている。(Il testo del Regolamento affidi di Comune di Milano: 19 aprile 1982, Assessorato assistenza e sicurezza sociale)

5. 3 養育受託者の権利義務

養育を委託された者は、その子を自分の家において、親権停止などがなされていなければ、実親の、(場合によっては後見人の) 指示を考慮して、当局により定められた指令をまもって、育て、学校へ通わせ、転をしなければならない。親権の規定(民法 316 条)が、可能な限り適用される(2001 年の 149 号 5 条)。

養育を委託された者は、親労働者として 2001 年法律 151 号、1992 年法律 104 号の保護をうける。たとえば、6—12 歳の子を受け入れた場合、3 年間の育児休業がとれる。重症のハンデキャップ児を受け入れた場合は、有給の時間短縮(Riposo orari)ができる、6 歳未満の子および委託されて 3 年以内の 6—12 歳の子が病気の場合は、病気の期間中、欠勤できる(Congedi per malattia del figlilo)。

養育家庭への経済的支援としては、判事は家族手当(Assegno familiare)、社会保障給付、その他の給付を一時的に、与えることができる。(2001 年の法律 149 号 38 条)。また、ロンバルデア州では、子自身及び第 3 者に与えた損害の賠償保険を州がかけている。

所得税法の上でも、家族控除(Detrazioni di imposta per carichi di famiglia)が認められる。その金額は、養育子の人数によりことなる。(1986 年 12 月 22 日の首相府令 917 号 12 条)。

6. 養育委託の手続

厳格な養子縁組の手続に比して、養育委託の手続は、簡単である。養育委託制度は、ASL、コムーネ、家庭相談所といった地方社会福祉機関により、まず取り扱われる。実親の同意があればソーシャルワーカーにより指名された人を養育を委託する適格性を有すると後見判事が判断して、養育委託の措置がなされうる。同意がない場合は、少年裁判所が、管轄権を持つ。

養育委託先は、法律上の夫婦でなくてもよく、単身者でもよい。

また、グループホームの場合もある。ここは、思春期の問題のある子が、多く収容される。さらに、2006 年の廃止まで、公立及び私立の施設への入所を委託先とする場合もある。実際、近年の少年非行の増加に伴い、施設の収容児数は増加している。(2001 年の法律 149 号 4 条)。

7. 養育委託を申出る機関

まだ、地方格差が大きく、全国の組織化の途上である。

ピエモンテ、ロンバルディア、リグリア、エミリア・ロマーニャ、トスカーナの諸州では、すべてのコムーネではないが、少年裁判所の所在地には、養育窓口（Coordinamento Affidi）がある。この当局と民間団体が協力して、活動している。たとえば、ロンバルディア州のミラノでは、CAM、Associazione famiglie per l'Accoglienza, L'ANFAA (Asociazione nazionale famiglie Adottive e Affidatarie), Il M o V I (Movimento di volontariato italiano)などの団体がある。エミリア州のブレシアには、Centro Promozione Affidi Familiariがあり、ボローニャ及びリミニには、Associazione Papa Giovanni XXIIIが、フローレンスには、Associazione Famiglie per l'Accoglienzaが、ジェノバには、L'ALPIM (Associazione Ligure per i Minori)などがある。以上いずれも北部である。

南部一中部では、社会福祉が遅れており、養育家庭の発掘、増加、質の向上のための私的なセンターができている。

ローマには、ARLAS (Associazione Romana e Laziale per l'Affidamento Familiare), L'Associazione Famiglia Aperta, la Casa -famiglia Suore della Provvidenza, il Coordinamento Genitori Democratici, l'Ente Morale di Servizio Sociale Internazionaleなどがある。